

国立大学法人東京農工大学組織運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(役員) 第12条 本学に、役員として学長、理事<u>4</u>人及び監事2人を置く。 2～6 (略)</p>	<p>(役員) 第12条 本学に、役員として学長、理事<u>5</u>人及び監事2人を置く。 2～6 (略)</p>	

附 則(令和2年4月1日経教規則第2号)
この規則は、令和2年4月1日から施行する。